

建設工事等における週休2日の取組の推進について

令和8年10月21日

竹原市総務部財政課

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、労働者のワークライフバランスの改善や、働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。

2 内容

(1) 対象

全ての建設工事（営繕工事を除く。）及び地域維持事業に係る業務（以下「地域維持業務」という。）を対象とする。

ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務、電気通信施設保守業務及び週休2日の取組が困難な地域維持業務などは除く。

(2) 週休2日の取組

請負対象設計金額3億円未満の建設工事（営繕工事を除く。）及び地域維持業務については、月単位の週休2日とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

なお、完全週休2日での実施を希望する場合は、発注者に対して協議することにより実施できるものとする。

(3) 完全週休2日の発注者指定型の導入

請負対象設計金額3億円以上の建設工事（営繕工事を除く。）を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日交替制適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

	改正前		改正後	
対象	・ 請負対象設計金額 1億円未満の建設工事 ・ 地域維持業務	・ 請負対象設計金額 1億円以上の建設工事	・ 請負対象設計金額 3億円未満の建設工事 ・ 地域維持業務	・ 請負対象設計金額 3億円以上の建設工事
発注 型式	【月単位】 発注者指定型 又は 受注者希望型	【完全週休2日】 受注者希望型	【月単位】 <u>発注者指定型</u>	【完全週休2日】 <u>発注者指定型</u>
取組	・ 原則、月単位 ・ 受注者希望型で、週休 2日を希望する場合 は、工事着手までに発 注者へ協議を行う	・ 工事着手までに完全週 休2日と月単位の取組 を選択	・ <u>完全週休2日を希望す る場合は、工事着手ま でに発注者へ協議を行 う</u>	・ <u>原則、完全週休2日</u>

(4) 補正係数について

これまで実施してきた補正係数については廃止とする。

	改正前		改正後	
	月単位	週単位	月単位	週単位
現場 閉所	労務費：1.02 共通仮設費：1.01 現場管理費：1.02	労務費：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	<u>補正なし</u>	<u>補正なし</u>
交替 制	労務費：1.02 現場管理費：1.02	労務費：1.02 現場管理費：1.03	<u>補正なし</u>	<u>補正なし</u>

(5) 工事成績評定

発注者指定型の完全週休2日対象の建設工事について、受注者の責により「完全週休2日」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合、それ以外の建設工事について、受注者の責により「月単位」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じて工事成績評定を減点する。

(6) その他

「竹原市週休2日適用工事等実施要領」を廃止し、新たに、広島県の「週休2日適用工事等実施要領」を準用する。この場合において、「広島県土木建築局（営繕課を除く。）」とあるのは、「竹原市」に読み替えるものとする。

※「週休2日適用工事等実施要領」は広島県の調達情報に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02/syuukyuu_080801.pdf

【参考】広島県の調達情報 掲載箇所（1－19）

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02.html>

3 施行期日

令和8年11月1日以降に指名・公告する建設工事等から適用する。

【参考】

定義

	週休2日	完全週休2日
現場 閉所	<p>【月単位】 現場閉所が可能な建設工事等において、対象期間内に全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。</p>	<p>【完全週休2日（週単位）】 現場閉所が可能な建設工事において、対象期間内に全ての週で現場閉所日を土日^(※1)に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態。</p> <p>※1 祝日、年末年始休暇、夏季休暇は含まない。 なお、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。</p>
交替 制	<p>【月単位】 現場閉所が困難な建設工事等において、対象期間内に全ての月で技術者・技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者・技能労働者の平均休日日数の割合^(※2)が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。</p> <p>※2 平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。） 対象となる技術者・技能労働者の休日日数の割合を平均した値をいう。 休日率（％）＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間</p>	<p>【完全週休2日（週単位）】 現場閉所が困難な建設工事において、対象期間内に全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（現場に従事した技術者・技能労働者の平均休日日数の割合^(※2)が2日／7日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態。</p> <p>同左</p>

※ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含む）。

※ 現場閉所が困難な例

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な場合
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な場合